

令和6年度（2024年度）
港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価
（令和5年度分）

報 告 書

令和6年（2024年）12月
港 区 教 育 委 員 会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

1	点検及び評価の実施目的・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	点検及び評価の対象及び評価対象事業の決定・・・・・・・・	4
3	点検及び評価の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	令和6年度点検及び評価対象事業・・・・・・・・	7
5	点検及び評価結果	
事業1	小学校高学年における教科担任制の導入・実施	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性・・・・・・・・	1 2
	評価委員の意見・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
事業2	いじめ防止推進事業の充実	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性・・・・・・・・	1 6
	評価委員の意見・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
事業3	不登校対策の推進	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性・・・・・・・・	2 0
	評価委員の意見・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
事業4	生涯学習施設の環境整備	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性・・・・・・・・	2 4
	評価委員の意見・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
事業5	ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性・・・・・・・・	2 8
	評価委員の意見・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
事業6	電子書籍サービスの活用	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性・・・・・・・・	3 2
	評価委員の意見・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
6	資料	
資料Ⅰ	点検及び評価の経過・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
資料Ⅱ	評価委員・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
資料Ⅲ	実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7

1 点検及び評価の実施目的

点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会が行う事務について執行状況の点検及び評価を行い、その結果を区民に公表することにより、区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施する。

特に、教育分野における事業においては、効果がすぐに目に見えて現れない場合もあることから、中長期的な視点で点検・評価を実施し、教育の質の向上に活用するものである。

2 点検及び評価の対象及び評価対象事業の決定

(1) 点検及び評価の対象

「港区学校教育推進計画」「港区生涯学習推進計画」「港区スポーツ推進計画」「港区立図書館サービス推進計画」（令和 3 年度～令和 8 年度）の各計画において掲げる、基本目標のもとに体系化された施策に基づき実施する事業を対象とし、前年度に実施した事業について点検及び評価を行う（※）。

※令和 6 年度は、令和 5 年度に実施した事業について点検及び評価を行う。

(2) 点検及び評価対象事業の決定方法

評価対象の候補事業は、以下のいずれかの視点に基づき、所管課が抽出し、評価対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。

- ① 今後さらに推進していくべき特徴的・先駆的な事業
 - ② 計画の達成に向け、改善の余地がある事業
 - ③ 昨今の社会情勢等を考慮し実施する事業
- ※新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが 5 類に移行された点など

3 点検及び評価の実施方法

(1) 評価シートの作成

教育委員会で決定した評価対象事業について、教育委員会事務局は、「成果」「有効性」「効率性」の視点から所定の評価シートを記載する。

項目別評価基準については、事業内容を計画どおり実施している場合は評価 3 で評価する。事業内容が計画以上に成果を上げている場合、事業の取組が施策の推進に寄与（適合）し、計画達成に向けて有効な取組となっている場合及び適切な手法・手段により事業が実施され効率性が高い場合は、評価 4 又は 5 で評価するものとする。

（項目別評価基準）

5：極めて高い	4：高い	3：普通	2：低い	1：極めて低い
---------	------	------	------	---------

(総合評価基準)

	定義【考え方】
拡充	対象者の範囲やサービス内容等の量の拡大又は質の充実を行って実施していくべきもので、事業の所管課が予算の増額を伴う事業の見直しを行うもの 【考え方】区民ニーズの増加などから、事業規模や範囲の拡大・充実の必要性があるものについて「拡充」と評価する。
継続	同様の事業内容で実施していくべきもの 【考え方】次年度も今年度と同様の事業内容（現状維持）で実施していくものについて「継続」と評価する。
改善	事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要があるもの 【考え方】社会状況や区民ニーズの変化により、事業内容を見直す必要があるものについて「改善」と評価する。なお、コロナ禍の影響を受けて事業を見直す場合も「改善」と評価する。
廃止	事業の必要性がないため廃止すべきもの 【考え方】事業が当初の目的を達成し、継続する必要のない場合、社会状況や区民ニーズの変化により必要性が無くなった場合は「廃止」と評価する。

(2) 対象事業の現地視察

令和6年9月3日（火）に実施した第2回評価会議において、一部評価対象事業について現地視察を実施した。

評価対象事業	視察概要
小学校高学年における教科担任制の導入・実施	導入後の効果や課題、児童の反応等について、港区立白金小学校を訪問し教員からヒアリングを実施
生涯学習施設の環境の整備	施設の説明や課題等について、生涯学習センター（ばるーん）を訪問し職員からヒアリングを実施



(白金小学校現地視察の様子)



(生涯学習センター（ばるーん）現地視察の様子)

(3) 一次評価（所管課による自己評価）の実施

評価対象事業の評価シートをもとに、評価委員に対して、評価対象事業に対する教育委員会の評価及び今後の取組の方向性を示す。

(4) 教育委員と評価委員の意見交換の実施/二次評価の実施

一次評価実施後、評価委員に対して各評価対象事業について評価コメントを依頼する。評価コメントをもとに、教育委員会事務局において二次評価（案）を作成した後、教育委員と評価委員の意見交換を行い、教育委員会において二次評価を確定する。

【意見交換の主な内容】

評価対象事業	主な意見交換内容
小学校高学年における教科担任制の導入・実施	対象学年の拡大や教員の働き方改革の側面を踏まえた今後の事業展開について
いじめ防止推進事業の充実	いじめ問題への向き合い方について
不登校対策の推進	不登校問題の要因分析と対応について
生涯学習施設の環境の整備	利用者層に応じた事業展開について
ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業	ボランティアの確保や対象年齢の拡大について
電子書籍サービスの活用	学校現場における読書や電子書籍へのアプローチ方法について

(5) 報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を港区議会へ報告するとともに、区民に公表する。

(6) 事後点検による評価の活用

前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、取組状況の確認を行い報告する。

4 令和6年度点検及び評価対象事業

【学校教育推進計画】

施策名：確かな学力の育成（きめ細かな指導の充実）

学校の教育力の向上（教員の負担軽減の推進）

事業名：小学校高学年における教科担任制の導入・実施

所管課：教育人事企画課

選定理由

令和4年度に区立小学校4校をモデル校とし、高学年での教科担任制を実施しました。モデル校における効果検証により、授業の質的向上、教員の負担軽減に効果があったことから、令和5年度から全ての区立小学校において、高学年での教科担任制を実施しています。

今年度全校導入2年目を迎え、あらためて本事業の成果・課題を整理し評価いただくことで、今後の一層の充実を図りたく、本事業を選びました。

【学校教育推進計画】

施策名：豊かな心の育成

事業名：いじめ防止推進事業の充実

所管課：教育指導担当

1 選定理由

学校教育推進事業の中でも特に強化する事業として、各幼稚園、学校で取組を進めてきたことから選定しています。特に、この2年、小学校ではいじめの認知件数もあがっており、教員のいじめを早期発見する力も身に付いてきている現状があります。いじめの早期発見、早期解決に向けた取組を活性化していく必要があります。

2 関連するイベント

- (1) 港区いじめ問題対策連絡協議会等（5月、6月、11月、2月）
- (2) いじめ防止強化月間（6月、11月、2月）
- (3) いじめ防止に関する講演会（6月）

【学校教育推進計画】

施策名：相談体制の充実

事業名：不登校対策の推進

所管課：教育指導担当

1 選定理由

令和7年度より学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置準備を進めていることからこれまでの不登校施策をあらためて見直すために選定しています。

コロナ禍以降、各学校の不登校児童・生徒は増加の一途を辿っており、不登校の子どもたち一人ひとりに寄り添った対応をすることは区としても喫緊の課題となっています。

2 関連するイベント

（1）適応指導教室運営（通年）

（2）スクールソーシャルワーカーの活用（通年）



不登校の児童・生徒が学校復帰するための教室

港区適応指導教室 つばさ教室

つばさ教室のご案内

▶ つばさ教室とは

心理的な要因などで登校することのできない港区に在住する児童・生徒のための施設です。在籍する学校に籍を置いたまま通室できます。学習活動や集団活動、相談活動を通じて、学校復帰のお手伝いをしています。

▶ つばさ教室では

- 在籍校と連携・連絡を密に図りながら、一人ひとりの状況に応じた指導や支援を行い、学校への復帰や自立を目指します。
- 本人の希望を十分に聞きながら、一人ひとりに合わせて学習を進めていきます。
- 体育活動や外国語（英語）活動、栽培活動、手芸工作、調理実習、校外学習など様々な体験活動を通じて経験の場を作っています。

<港区適応指導教室「つばさ教室」のホームページ>

【生涯学習推進計画】

施策名：生涯学習施設機能の充実

事業名：生涯学習施設の環境の整備

所管課：生涯学習スポーツ振興課

選定理由

生涯学習施設の認知度を高めるため区有施設等のSNS等を活用して、生涯学習施設の情報発信に努めています。しかし、令和4年度に実施した、港区生涯学習計画の改定に向けたアンケート調査では、「施設を知らない」という回答が最も多い結果になりました。生涯学習施設は、学びの場の提供のみならず、利用団体の活動支援や、生涯学習に関する情報の収集・提供、教えたい人と学びたい人をつなぐ役割を担っており、年齢や国籍、障害の有無等に関わらず、全ての人が生涯にわたって学び続けるための重要な拠点となります。

生涯学習施設の活用を促進するとともに、その機能をより一層充実させるため、本事業について評価・点検する必要があることから選定しました。



<生涯学習センターSNS で投稿した講座のチラシ>



<施設利用案内>

【スポーツ推進計画】

施策名：スポーツボランティアの育成と活用

事業名：ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業

所管課：生涯学習スポーツ振興課

1 選定理由

ポート・スポーツ・サポーターズクラブは、「MINATO シティハーフマラソン」等でのスポーツボランティアとしての活躍を目指して、必要な知識や技術を学ぶための講座や実践活動を行う組織です。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いたことで、スポーツ大会やイベントもコロナ前の活気が戻り、ボランティア活動の活躍の場も増えてきた状況で、10回の講座に加え、区内のスポーツ大会等での実践活動を通じて、スポーツ活動におけるボランティアリーダーの育成を図り、ボランティア会員の登録数も年度末時点で100人を超えるなど、スポーツボランティアとしての活動を充実させる取組ができました。

ポート・スポーツ・サポーターズクラブでは、事業開始当初から、ボランティアリーダーを育成し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）での活躍を契機として、大会以降もスポーツ活動を「ささえる」ボランティアレガシーを継承していくことが期待されています。

今年度は東京2020大会が終了して3年が経ち、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される年でもあり、東京2020大会を契機に醸成された、スポーツ活動を「ささえる」というボランティアレガシーをさらに普及・推進させていくためにも、本事業について評価・点検する必要があることから選定しました。

2 関連するイベント

- (1) 講座
- (2) 実践活動



<新規会員募集チラシ>



<講座風景>



<ハーフマラソンでの実践の様子>

【図書館サービス推進計画】

施策名：多様な利用者に対する支援

事業名：電子書籍サービスの活用

所管課：図書文化財課

1 選定理由

令和3年11月に電子書籍サービスを開始し、令和5年度末には蔵書タイトル数は6,691タイトルとなりました。貸出数の累計は57,334タイトルとなっています。今後は、所蔵タイトル数を増やしていくとともに、活用されるような取り組みが重要になってきます。

また、独自コンテンツとして、港区立幼稚園、小・中学校の、園・校歌の掲載、広報みなとのバックナンバーの掲載を開始しました。

電子図書館の蔵書内容や周知方法について、評価・点検する必要があることからこの事業を選定しました。

2 関連するイベント



<周知チラシ>



<電子図書館利用ガイド>

5 点検及び評価結果

事業1

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3~R8	237		
港区学校教育推進計画	R3~R8	19	98	

事業名	小学校高学年における教科担任制の導入・実施		
評価対象事業年度	令和5年度	事業開始年度	令和4年度
所属	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課		

事業概要	
事業の目的	港区立小学校高学年（5・6年）に教科担任制を導入することにより、授業の質的向上、教員の負担軽減を図ります。
事業の対象	港区立小学校全19校
事業の内容（進捗状況）	（1）各小学校への人的支援について 各小学校に週25時間を上限に「小学校教科担任講師」（※）を配置しています。 （2）各小学校の教科担任制について 各小学校では以下のいずれかの形態か、複数の形態を組み合わせる教科担任制を実施しています。 ①特定の教科の授業を小学校教科担任講師が担当 ②学級担任間での交換授業 （1学年2学級の例：1組の学級担任が1・2組の社会、2組の学級担任が1・2組の理科を担当） ③特定教科の専門性の高い教員が、他の学年・学級の当該教科の授業を担当し、当該教員が本来担当する授業を小学校教科担任講師が担当 （3）教科担任をする教科について 各小学校に勤務している教員や高学年の学年教員、採用可能な小学校教科担任講師の専門性に応じて、各小学校ごとに教科担任をする教科を定めています。 ※ 区独自に任用した区費講師。週の上限時数を越えなければ複数名任用可能。 （1校に講師2名の場合の例：講師A…週12時間、講師B…週9時間、計21時間）
根拠法令等	特になし

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	（1）令和4年度 モデル校4校（※1）にゼネラルサポートティーチャー（※2）を教科担任講師として9名配置 （2）令和5年度 赤羽小学校、白金の丘小学校を除く小学校17校（※3）に小学校教科担任講師を31名配置 （3）令和6年度 筈小学校を除く小学校18校（※4）に小学校教科担任講師を31名配置（令和6年7月時点） ※1 芝浦小学校、芝浜小学校、白金小学校、筈小学校の4校 ※2 少人数指導等を担当する区費講師 ※3 赤羽小学校、白金の丘小学校では学級担任間で授業を交換して教科担任制を実施 ※4 筈小学校は東京都の小学校教科担任制事業のモデル校となり、理科の専科教員（都費）を配置

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和4年度	19,014	19,014	0	0	0	0	506	-6,098	13,422	13,156	98.02%
令和5年度	84,155	84,155	0	0	0	0	-135		84,020	62,199	74.03%
令和6年度	95,064	95,064	0	0	0	0	-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	東京都は、令和10年度までに12学級以上の規模の全ての公立小学校に理科または体育の専科教員（都費教員）を段階的に配置し、高学年での教科担任制を実施する予定です。 一方、区としては、都に先駆けて小学校高学年での教科担任制を実施し、授業の質的向上と教員の負担軽減に効果がみられたため、中学年（3・4年）での教科担任制導入についても検討しており、全校での導入となった場合には事業費は増加していく見込みです。										

所管課による項目別自己評価		
項目	自己評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	国では義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方が検討され、小学校高学年での教科担任制導入が全国で進み始めています。また、先述のとおり、東京都は令和10年度までに一定規模以上の小学校に都費教員を加配する予定です。こうした国や都の動向を踏まえ、かつ教員の働き方改革を一体的に推進していくため、本事業は現代の教育課題に即したものです。
事業の効果性	5	高学年に教科担任制を導入することにより、高学年教員の週当たりの授業時数が3～4時間程度軽減（学校規模による）されています。軽減された分、教員は教材研究をより深く行い、より良い教科指導の実施につながっています。また、複数の教員が学級にかかわることで、児童理解を深めたり、学年全体の様子を把握したりすることができています。
手法の効率性	3	教員の負担軽減を図るためには、教員免許を所有する人材を増員する必要があると、区独自に都費の教員を採用できないため、区費で小学校教科担任講師を任用しています。また、教科担任とする教科を教育委員会が指定していないことで、各小学校が教員や講師の専門性を生かした指導を実施することができています。 一方、学校が教科担任としたい教科を限定すると、講師とのマッチングが上手いかないケースが散見されました。
区が実施する妥当性	5	東京都の計画に先駆けて小学校高学年での教科担任制を導入・実施することで、授業の質的向上と教員の負担軽減を早期に実現するとともに、都費教員が配置された際にはこれまでの知見を生かして円滑に移行していくことができるため、区が実施していくことは妥当です。
事業継続の必要性	5	東京都の計画が令和10年度までかかることや、計画の対象外となる学校（※）があること、中学年での教科担任制の導入を検討していることから、引き続き区が事業を継続していく必要があります。 ※12学級未満の規模の小学校、本区の場合は青山小学校（6学級）が該当
(項目別評価基準) 5：極めて高い 4：高い 3：普通 2：低い 1：極めて低い		

総合評価		
一次評価 (所管課による自己評価)		○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
		各小学校からは、「教員の教材研究を行える時間が増えて専門性が向上し、授業の質が高まった」、「学級間で差異のない内容で教科指導を行うことができた」、「複数の教員が学級にかかわることで児童理解を深めることができた」などの成果の声が多くあがっており、目的に応じた成果が出ていると言えます。 課題としては「講師を見つけることができない」、「時間割を作成するのが難しくなった」などがありますが、講師の任用については教育委員会が各小学校を支援し、時間割の作成については各小学校が教科担任制の経験を蓄積することで克服していけるものです。 このように成果が多くあがっている事業のため、今後継続していくことはもとより、中期的には導入対象学年を中学年に引き下げることを検討しています。
二次（最終） 評価 (教育委員会による評価)		○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
		本制度は、国や都の動向を先取りしつつ、教員の働き方改革につながる重要な取組であると言えます。本制度の導入・実施により、教材研究の深まりや、専門性を生かしたよりよい教科指導の充実という効果が生まれており、教員のみならず、児童や保護者からも高い評価を受けているなど、事業として確実に成果が上がっていると言えます。 教育委員会として人的支援を充実させていますが、学校として教科担任としたい教科があったとしても、教員の人事異動の状況や講師の専門性などに左右されてしまう側面があります。 教科担任制の導入により、学級担任が児童一人ひとりの直接授業をとおして学習状況全体を把握することが難しくなる中で、教員間での迅速な情報交換や学びの状況を共有することが重要です。

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<事業の推進について> ・児童一人ひとりの学びの状況の共有方法や、効果的な教科担任の持ち方及び時間割作成の考え方などの好事例について、教育委員会と小学校長会で連携して情報を集約し、共有していきます。 ・担当教科ではない教科の指導力や講師の確保などの課題について、対応策を確立していきます。 ・今後、高学年での教科担任制に加えて、白金小学校で実施している学年担任制についても効果検証していきます。 <小学校中学年（3・4年生）への拡大について> ・中学年児童の発達段階、拡大にあたっての意義や課題など、広い視点での検討を進めていきます。 ・保護者のニーズ、教職員の不安などを調査した上で、検討を進めていきます。

【小学校高学年における教科担任制の導入・実施】

○末松委員

事業名：小学校高学年における教科担任制の導入・実施

・実際に視察した白金小学校においても、教科担任制の導入・実施によって、教材研究の深まりや、専門性を活かしたよりよい教科指導の充実という、効果が生まれてきていることが確認できました。

・制度導入に伴う課題についても、先生方の受け止め方に混乱が生じたり、学級経営上の問題が生じたりしないように、学校経営方針としての年度当初の丁寧な説明や、ICTを活用したコミュニケーションの充実を図るなど、工夫のある取り組みがなされていると感じました。

・今後は、好事例や課題のある事例などについて、情報を集積し、学校間でもそれらを共有し、中学年等への導入の可能性・意義・課題などについても検討をしていってほしいと思います。また、教員の専門性向上にとっての意義・課題についても、関係者へのアンケート・ヒアリングを通じて、引き続き検討してほしいと思います。

○興水委員

事業名：小学校高学年における教科担任制の導入・実施

・教科担任制については以前から話題になっているところです。今回、白金小学校で実際の業務にあたっている先生方から直接プレゼンテーションしていただき理解を深めることができました。子どもや保護者からも高い評価を受けているとのことで安心しました。

・ただ、小学校の中学年にまで対象学年を引き下げることについては、慎重な検討が必要ではないかと思います。この時期は、家族以外の人と深い人間関係を結ぶことで家庭から安心して社会に踏み出すための大事な時間だと思います。制度的な経験値を積み上げることとは別に、発達心理や認知心理といった方面の幅広い見地を加えた検討が望まれます。教科担任制のメリットだけでなく、少数であったとしてもデメリットの部分もしっかりとらえ、対応策を準備してほしいと思います。

・「手法の効率性」の自己評価で、講師とのマッチングの難しさが挙げられていました。専門性を有した人材の確保、およびその育成は大変だと思います。教師養成段階、採用段階、義務教育制度そのものを根本から見直していく大きな変革と認識しています。

・都や国に先駆けた港区らしい先進的な事業ですが、現場が混乱・疲弊することなく、子どもたちが戸惑うことなく進められることを期待しています。

○松尾委員

事業名：小学校高学年における教科担任制の導入・実施

本事業は、港区立小学校高学年（５・６年）に教科担任制を導入することにより、授業の質的向上、教員の負担軽減を図ることを目的としたものであり、国や都の動向を先取りしつつ、教員の働き方改革につながる重要な取り組みだと評価できます。

本事業を推進する際、「マッチングの問題（異動に伴う問題、担当科目と担当者の専門性のバラつき、配当時限の調整等）」「教員の資質の向上（専門の発揮と全科目対応型指導能力）」「子どもの全体的な学びの把握と支援」「実施評価」が重要になると言えます。

「マッチング」では、教員の異動や担当学年の配置転換に伴う担当教科と担任の専門性のばらつきをどのように調整するのが重要な論点となります。また「教員の資質の向上」という点では、教科担任ではない教員の資質において全教科対応型の指導能力をどのように担保するのか、その方法論の確立が求められます。「子どもの全体的な学びの把握と支援」という点では、教科担当制によって、これまで一教員がすべての科目の学習を通してその児童の全体的な学びの態度と意識、理解度を把握できてきたことが難しくなるなかで、学びの状況の共有が重要であり、スプリットシート等の活用による迅速な情報交換の方法等は評価できますが、一人ひとりの学びの確認と支援の担保をはかる仕組みがさらに求められます。「実施評価」については、保護者や子どもの意識の把握も含め、区が共通のフォーマット等を作成し、共通に評価できる方法論の確立を望みます。

○鞍馬委員

事業名：小学校高学年における教科担任制の導入・実施

・区費で 25 時間を上限に「小学校教科担任講師」を雇用・配置して手厚く支援していることが伺えます。子ども・教員・保護者それぞれの評価も高く、教員の負担軽減や専門性を生かした授業づくりなど、成果が上がっていると評価できます。

・教科とその担当は各学校が決定する形式ですが、教員の人事異動の状況や配置される「小学校教科担任講師」の専門性などにも左右されることから、学校側の苦勞も偲ばれます。

・課題として「講師を見つけることができない」「時間割を作成することが難しくなった」といったことが挙がっております。これらについては、学校側の努力に委ねるというよりは、むしろ教育委員会が積極的に学校を支援する方向で克服していただきたいと考えます。

・今後、中学年への導入も視野に入れる場合、引き続き現場となる学校の教職員のニーズや不安を適宜聞き取りながら進めていただければと思います。

事業2

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3~R8			
港区学校教育推進計画	R3~R8	63	64	65

事業名	いじめ防止推進事業の充実		
評価対象事業年度	令和5年度	事業開始年度	平成25年度
所属	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当		

事業概要	
事業の目的	子どもの人権を尊重し、誰もがいじめ問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するため、いじめ防止に向けた取組を充実していきます
事業の対象	区立小学校全19校、区立中学校全10校の児童、生徒、教職員
事業の内容 (進捗状況)	○子どもの人権を尊重し、誰もがいじめ問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するため、「港区いじめ防止基本方針」及び条例に基づく「港区いじめ問題対策連絡協議会」等の関連組織を活用し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。 ○各小・中学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定するほか、弁護士や民生・児童委員等を招いて年間2回「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、学校のいじめにおける状況、今後の方向性等について話し合い、いじめ防止のための対策を推進しています。 ○6月、11月、2月をふれあい（いじめ防止強化）月間とし、各学校がいじめ、不登校等の状況について学校生活アンケート等で総点検を行い、道徳や特別活動での授業や標語作成等によるいじめ未然防止に取り組めます。期間中は各学校の壁面等に横断幕を掲げ、いじめ未然防止の取組期間であることを区民に周知しています。 ○児童・生徒が個々の学級や学校生活における満足感や意欲、児童・生徒の学級内での相対的位置、対人関係を営むためのスキルなどの情報を得るとともに、それらの情報をもとに、よりよい学級集団づくりに活用し、授業改善を図るために、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に、心理検査（WEBQU）を行っています。 ○いじめの未然防止や早期発見・早期対応を図ることを目的に、小学校5年生と中学校1年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面接を行い、児童及び生徒が相談しやすい体制を整えています。
根拠法令等	いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、東京都いじめ防止対策推進条例、港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例、港区いじめ問題対策連絡協議会規則

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	1 「港区いじめ問題対策連絡協議会」等の実施 子どもの人権を尊重し、誰もがいじめ問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するため、「港区いじめ防止基本方針」及び条例に基づき、令和5年5月16日(火)港区役所において「港区いじめ問題対策連絡協議会」、令和5年6月27日(火)、11月10日(金)、令和6年2月2日(金)に「港区教育委員会いじめ問題対策会議」を実施し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進しました。 2 ふれあい月間を活用したいじめ未然防止に向けた取組 6月、11月、2月をふれあい（いじめ防止強化）月間とし、各学校がいじめ、不登校等の状況について学校生活アンケート等で総点検を行い、道徳や特別活動での授業や標語作成等によるいじめ未然防止に向けた取組を行いました。期間中は各学校の壁面等に横断幕を掲げ、いじめ未然防止の取組期間であることを区民に周知しました。

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和4年度	6,903	6,903	0	0	0	0	0	0	0	3,728	54.01%
令和5年度	6,618	6,618	0	0	0	0	0	0	0	6,397	96.66%
令和6年度	7,126	7,126	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	昨年度と同様の事業内容にて予算を計上する。										

所管課による項目別自己評価		
項目	自己評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	いじめ防止推進事業の充実、港区学校教育推進計画「重点事業」として取り組んでおります。「子どもの人権を尊重し、誰もがいじめ問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応する」ことを目指す港区において、本事業の目的の適合性は高いといえます。
事業の効果性	4	各学校では、年間3回の「ふれあい月間」で、児童生徒の友人関係や指導の在り方を見直しを行っていることから、いじめの解消率は、小学校で83.5%、中学校で100%となっており、令和4年度の港区におけるいじめの解消率と比べて高いため、事業の効果性は高いといえます。
手法の効率性	4	いじめの認知件数は317件となり、前年度に比べ117件増加したことが分かりました。このことについては、教員のいじめを発見する力が高まったことによるものと分析しております。各学校は、年間3回の「ふれあい月間」において、学校生活アンケートや面談等を実施し、教員が児童生徒の変容に気づき、いじめの早期発見・早期対応する機会となっていることから、手法の効率性は高いといえます。
区が実施する妥当性	5	区立小中学校に通うすべての児童・生徒の子どもの人権を尊重し、誰もがいじめ問題の重大性を認識できるよう教育施策を実施していく必要があります。そのことから、「港区いじめ問題対策連絡協議会」等において、早期発見に向けた取組について意見交換を行う事業を区が実施する妥当性は高いといえます。
事業継続の必要性	5	いじめ発生の背景が複雑化する中で、迅速かつ的確に解決できるよう区と教育委員会、学校が連携して、専門家や関係諸機関等と適切に対応することが必要です。引き続き、「港区いじめ問題対策連絡協議会」や各小・中学校における「学校いじめ防止対策委員会」において、いじめ防止に向けた取組を推進するため、事業継続の必要性は高いといえます。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価		
一次評価 (所管課による自己評価)		☐ 拡充 ☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 廃止 子どもの人権を尊重し、誰もがいじめ問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応するため、「港区いじめ防止基本方針」及び条例に基づき、「港区いじめ問題対策連絡協議会」や「港区教育委員会いじめ問題対策会議」を実施し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進しました。 6月、11月、2月をふれあい(いじめ防止強化)月間とし、各学校がいじめ、不登校等の状況について総点検を行い、道徳や特別活動での授業や標語作成等によるいじめ未然防止に向けた取組を行いました。期間中は各学校の壁面等に横断幕を掲げ、いじめ未然防止の取組期間であることを区民に周知しました。 引き続き、いじめ防止のための取組を継続していきます。
		☐ 拡充 ☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 廃止 いじめの認知件数が前年度に比べ117件増加し、「教員のいじめを発見する力」が高まったことや「いじめの定義」の理解が深まったことについては、高い評価を受けております。引き続き、いじめの認知力が高まるよう継続的に教員に働きかけるとともに、いじめの未然防止や児童生徒の心のケアを行っていきます。 学校と関係諸機関との連携を強化することや教育委員会が保護者や地域住民の意見を受け入れることについては、本事業の改善に繋げることができるよう必要であると考えています。 このような意見を踏まえて、今後も港区学校教育推進計画「重点事業」の一つとして、いじめ防止推進事業を継続していきます。

(総合評価基準)
 拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの
 継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの
 改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの
 廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
○教育委員会は各学校に対して、年間3回の「ふれあい月間」におけるアンケートや面談の際に児童生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直すよう指導したり、校園長会や生活指導主任会等の研修会でいじめの認知力が高まるよう継続的に働きかけたりしていきます。 ○「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、自ら考え、話し合い、行動できるようにするため、人権週間やふれあい月間など、児童・生徒がいじめを自分たちの問題として捉える取組を引き続き推進します。 ○校内のスクールカウンセラーや教育センターの教育相談、SNSによる「みなと子ども相談ねっと」等の相談窓口を見守り、児童・生徒及び保護者に周知を続け、誰もが相談しやすい体制をさらに整えます。 ○教育委員会の指導主事は、学校で起きたいじめについて、子ども家庭支援センターや児童相談所と迅速に情報共有を図っていきます。また、関係諸機関や弁護士などの専門家との連携状況を把握し、組織的な対応の在り方等について指導・助言を行い、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組を推進していきます。 ○「いじめ防止に関する講演会」を開催し、保護者や地域住民に広く情報を発信することや保護者や地域住民から意見を受け入れることで、地域全体でいじめ防止に関する幼児・児童・生徒へのサポート体制を充実していきます。

【いじめ防止推進事業の充実】

○末松委員

事業名：いじめ防止推進事業の充実

・いじめの認知件数が前年度に比べて 117 件増加の 317 件となったことは、教員の「いじめを発見する力」や、「いじめの定義」についての理解の深化、学校全体での共通理解の促進による対応力の向上、ということが関係しており、数字が高まったことそのものを問題視する必要なく、事業の効果と考えてよいと思います。

・いじめの未然防止や早期発見・対応を目的として、スクールカウンセラーとの全員面接（小学校 5 年生、中学校 1 年生）や相談しやすい体制づくりなど、事業の効果と充実度がうかがえます。

・今後も学校の組織としての取り組みの充実と、個々の教員の問題解決に向けた資質・力量の向上が重要となると言えますので、大切な取り組みとして継続していったほしいと思います。

○興水委員

事業名：いじめ防止推進事業の充実

・「いじめ」は、命に係わる課題であり、本事業は重要だと思います。

いじめの報告件数が昨年度より多くなったことを「学校側のアンテナが高くなった」「早期発見の精度が上がった」と分析することは、それなりに意味があると考えます。早期発見、小さな芽のうちに対応することが解消につながることは自明でもあります。

・気になったのは、小学校 83.5%、中学校 100%という解消率です。令和 4 年度より高い解消率ということですが、本事業のどの策がこうした数字をもたらしたのか、「協議会や対策会議」での総合的かつ効果的な推進策とは、具体的に何なのか知りたいところです。

・アンケート結果や、年数回の面接だけではいじめを防止するのは難しいと考えます。解消率の高さは、日々の教育活動における学校・家庭・地域の細やかな声掛けや、関係づくりの努力が実を結んだものかと考えます。本事業の継続はぜひにと思いますが、より具体的な取り組みの事例紹介や、いじめ関連の取り組みに精通した関係者の話を聞く会、いじめに関連した書籍の紹介読み聞かせ会など各学校が実践している事例を、「ふれあい月間」などに広く共有するなどの方策を期待します。

○松尾委員

事業名：いじめ防止推進事業の充実

本事業は、いじめ問題の重大性の認識、いじめの兆候のいち早い把握、いじめ防止に向けた取組の充実を目指した事業であり、極めて重要な取り組みの一つだと言えます。

なかでも「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の設定、期間中の区民への周知、学校生活アンケート等での総点検、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象とした心理検査（WEBQU）、そして、小学校5年生と中学校1年生を対象としたスクールカウンセラーによる全員面接の実施など、多角的かつ包括的な取り組みとして評価できます。

今後、いじめの防止とともに「いじめた子ども、いじめられた子どものきめ細かな支援」、気になるけど報告できないという子どもに対する「通報・相談システムの構築」なども重要になってくるものと思われます。また、「いじめ防止」とともに「お互いが尊敬しあえる関係づくり」に関する考え方、行動規範、行動様式の獲得も含めて、より積極的な取り組みを期待します。

○鞍馬委員

事業名：いじめ防止推進事業の充実

・誰もが安心・安全に学校生活を送り、ゆたかな学びを獲得するための重要な事業です。

・いじめ発生の要因が複雑化多様化する中であっては、教職員が、適宜弁護士等の専門家や関係諸機関の協力を得ながら問題に対峙していくことが求められています。しかし、現実には難しい面もあろうかと思えます。これまでの対応事例において、専門家や関係諸機関との連携協力がいかなる成果と課題を残してきたのか、当事者からの聞き取り等を通じて区として把握し検証を加え、必要な改善を図っていただければと思います。

・また、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有のあり方、組織的な対応のあり方についても事例に基づき検証を加えていくことが求められます。校内研修や区の研修における検証はもちろんのこと、場合によっては保護者や地域住民からの評価も受け入れ、改善に繋げる姿勢が必要と考えます。

事業3

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3~R8			
港区学校教育推進計画	R3~R8	84		

事業名	不登校対策の推進		
評価対象事業年度	令和5年度	事業開始年度	平成17年度
所属	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当		

事業概要	
事業の目的	長期にわたり学校を欠席している児童・生徒、不登校傾向の児童・生徒への支援体制を充実させます。
事業の対象	全区立幼稚園、小中学校の幼児・児童・生徒
事業の内容 (進捗状況)	○全区立幼稚園に教育センターの教育相談員を派遣するとともに、区立小中学校の不登校児童・生徒の登校状況を改善するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を図り、登校支援体制を充実させています。 ○適応指導教室(つばさ教室)は、学校復帰をめざして通室する児童・生徒に適切な相談、指導及び支援を行う施設として、児童・生徒の状況に配慮した環境づくりに取り組んでいます。 ○保護者・地域関係者・学校の教員とともに子どもたちの状況に応じた不登校支援の在り方について考える「不登校の理解と支援に関する講演会」を開催しています。 ○校内別室指導支援員や不登校加配教員を配置し、多様な学びの機会を確保するとともに、不登校児童・生徒の一人ひとりの状況に応じた支援を行います。
根拠法令等	学校教育法施行規則第56条、東京都公立学校スクールカウンセラー設置要綱

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	1 教育相談体制の充実 全区立幼稚園に月2回教育センターの教育相談員を派遣しています。また、不登校児童・生徒の登校状況を改善するために、週1回、全区立小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた適切な相談・支援を行うことで、教育相談体制を充実させています。 2 適応指導教室(つばさ教室)の充実 令和5年度は、適応指導教室(つばさ教室)に小中学生が43名通室し、16名が学校復帰を果たしました。また、学校で通常行われている学習の支援を行うとともに、学校との連絡会、保護者会を学期に1回開きました。 3 「不登校の理解と支援に関する講演会」の開催 令和5年6月19日に「不登校の理解と支援に関する講演会」を開催し、保護者・地域関係者・教員とともに子どもたちの状況に応じた不登校支援の在り方について考える機会となりました。

事業費の状況(単位：千円) 適応指導教室											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和4年度	787	787	0	0	0	0	0	0	0	754	95.81%
令和5年度	793	793	0	0	0	0	0	0	0	738	93.06%
令和6年度	30,976	14,118	0	16,858	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	令和6年度 学びの多様化学校開設経費による予算増										

事業費の状況(単位：千円) 心の教育相談											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和4年度	33,253	31,900	0	1,353	0	0	1,260	0	0	34,259	99.26%
令和5年度	60,959	34,814	0	26,145	0	0	0	0	0	62,575	97.42%
令和6年度	60,959	34,814	0	26,145	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	令和5年度 スクールソーシャルワーカーの配置拡大(週1回)による予算増										

所管課による項目別自己評価		
項目	自己評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	子どもを取り巻く環境が多様化する中で、子どもの悩みや不安も多様化してきています。このような背景もあり、「長期にわたり学校を欠席している児童・生徒、不登校傾向の児童・生徒への支援体制を充実させる。」という事業目的の適合性は高いです。
事業の効果性	4	不登校児童・生徒数は310名であり、前年度に比べ47名増え、増加傾向にありますが、すべての不登校児童・生徒が教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関等とつながり、継続的な支援を受けているため、本事業の効果性は高いといえます。
手法の効率性	4	スクールカウンセラーによる全員面接では、効率的かつ効果的に実施されるよう、事前にアンケートを実施し、不登校傾向のある児童・生徒に対する適切な助言を行い、悩みや不安を解消しております。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、登校支援をしたことで「学校に安心できる居場所ができた。」との報告を受けております。これらのことにより、手法の効率性は高いといえます。
区が実施する妥当性	5	区立小中学校に通うすべての児童・生徒を誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望をもつことができるよう教育施策を実施していく必要があります。そのことから、適応指導教室(つばさ教室)や教育相談体制の充実等、不登校児童生徒に関する事業を区が実施する妥当性は高いといえます。
事業継続の必要性	5	区立小中学校に通うすべての児童・生徒を誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望をもつことができるよう教育施策を継続していく必要があります。そのことから、適応指導教室(つばさ教室)や教育相談体制の充実等、不登校児童生徒に関する事業を継続する必要性は高いといえます。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価		
一次評価 (所管課による自己評価)		☒ 拡充 ☐ 継続 ☐ 改善 ☐ 廃止
		令和5年度は、不登校児童・生徒の登校状況を改善するために、週1回、3時間、全区立小中学校に1名スクールソーシャルワーカーを配置し、一人ひとりの児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行いました。来年度は、登校支援をより強固なものにするために、週1回、6時間、全区立小中学校に1名スクールソーシャルワーカーを配置し、事業の拡充を検討します。 適応指導教室(つばさ教室)では、児童・生徒の状況に配慮した環境づくりに取り組んでいます。令和5年度は、43名が通室し16名が学校復帰を果たしました。 来年度は、不登校児童・生徒の個々の状況やニーズを踏まえ、より適切な学習を進めていくために、「学びの多様な学校」を新たに設置し、事業の拡充につなげていきます。
二次(最終)評価 (教育委員会による評価)		☒ 拡充 ☐ 継続 ☐ 改善 ☐ 廃止
		区立幼稚園への教育相談員の派遣、区立小中学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、適応指導教室(つばさ教室)の設置、校内別室指導支援員や不登校加配教員の配置については、高い評価を受けております。引き続き、区立小中学校に通うすべての児童・生徒を誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望をもつことができるよう教育相談体制を充実させていきます。 今後は、不登校児童・生徒が多様な学びの環境の中から、自分に合った居場所を選択し、自主的に学びを続けることができるように、保護者支援を含めた支援体制を整えていく必要があります。

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
○不登校児童・生徒の登校状況を改善するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用や別室登校を活用した学習支援を行うなど、引き続き、児童・生徒を誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望をもつことができる体制を充実させていきます。 ○今後も、適応指導教室(つばさ教室)において、学校復帰をめざして通室する児童・生徒に適切な相談、指導及び支援を行う施設として、児童・生徒の状況に配慮した環境づくりに取り組んでいます。 ○不登校児童・生徒の個々の状況やニーズを踏まえ、より適切な学習を進めていくために、令和7年度から「学びの多様な学校」を新たに設置し、事業の拡充につなげていきます。 ○来年度は、不登校児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けての調整・働きかけ・登校支援を一層推進するため、週1回、6時間、全区立小中学校に1名スクールソーシャルワーカーを配置し、事業の拡充を検討します。 ○港区内の小中学校に在籍する不登校児童生徒の保護者に対して、教育センター常駐の心理士による相談会を実施し、保護者の悩みや不安に寄り添った支援を引き続き行います。また、来年度、フリースクール等を利用する児童生徒を支援するため、保護者の精神的・経済的な負担を軽減するフリースクール等利用支援事業を検討しています。

【不登校対策の推進】

○末松委員

事業名：不登校対策の推進

・家庭背景や子ども一人ひとりの課題の多様化が進展している現代では、特に重要な事業になると考えます。多様な学びの機会を確保するために、指導支援員や加配教員の配置など、積極的な取り組みが確認できます。

・また、不登校については、旧来の価値観だけで対応することで、新たな困難さや子どもにとってしんどさが増すことにもなるので、啓発的な学習をさまざまな視点から日々行っていくことも重要になります。その点、「不登校の理解と支援に関する講演会」が、医学や臨床心理学の専門家の視点も意識して実施されており、その際、教員に加えて保護者や地域住民も対象に実施されている点は高く評価できます。

・単なる学校復帰にとどまらず、社会的つながりの構築や、相談体制、多様な学びの環境や居場所の確保、社会的自立、なども意識して、子どもや家庭に寄り添って支援する本事業を今後も大切に継続していったほしいと思います。

○興水委員

事業名：不登校対策の推進

・不登校児童・生徒数は年々増加し、社会問題になっています。港区では、以前からいわゆる「小1プロブレム」に対しても対応策を講じ、その成果を聞いています。令和5年度の事業内容にも区立幼稚園への支援が示され、問題が顕在化する前の対応に力を入れていることが伝わります。

・「行きたいのに行けない」という子どもたちの居場所であり、学校への（小さくても）確かな一歩として「適応指導教室」の存在が大きいと思います。保護者との面接というアクションも、子供を取り巻く大きな要素として「親との関係」を把握するよい機会になったと思います。

・また、310名の対象児童全員が何らかの機関と繋がり継続的な支援を受けているという体制は非常に大切なことだと思います。

・他の自治体でも「校内別室指導教室」の設置が、不登校改善に有効という報告があります。来年度設置予定の「学びの多様化学校」に大いに期待し、「拡充」を支持します。

○松尾委員

事業名：不登校対策の推進

本事業は、長期欠席の児童・生徒、不登校傾向の児童・生徒への支援体制を充実させることを目的としています。対象としては、全区立幼稚園、小中学校の幼児・児童・生徒となっていますので、幼児も入れた目的として補足されたほうがよいように思います。

区立幼稚園への教育相談員の派遣、区立小中学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、適応指導教室（つばさ教室）の取り組み、校内別室指導支援員や不登校加配教員の配置は評価できますし、さらに充実させていただきたいと思います。

保護者向けの講演会も評価できますが、適応指導教室における保護者との連携の強化という意味では、学期1回の保護者会のみならず保護者との綿密な連携を企図したさらなる取り組みを期待します。

○鞍馬委員

事業名：不登校対策の推進

・全区立幼稚園に教育センターの相談員を月2回派遣するなど、就学前の段階から不登校対策を講じ、就学後の支援に繋がっていると評価できます。

・区立小中学校においては、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置が進められているほかに、校内別室指導支援員や不登校支援教員の配置も認められます。特に、スクールソーシャルワーカーに関しては、現在の週1回3時間の配置から、次年度は週1回6時間の配置に拡充することを計画しており、区としての積極的な姿勢が看守できます。

・適応指導教室（つばさ教室）においては、学校との連絡会や保護者会を学期に1回開催しております。児童生徒のみならず、保護者自身も悩みを抱えて孤立を深める傾向があるため、保護者に寄り添いつつ、共に支援のあり方を追究する機会を確保することは極めて重要です。保護者支援のあり方やその拡充については、引き続き検討いただければと思います。

事業4

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3~R8	314-315		
港区生涯学習推進計画	R3~R8	53-54		

事業名	生涯学習施設の環境の整備			
評価対象事業年度	令和5年度	事業開始年度	生涯学習センター 青山生涯学習館	平成10年度 昭和51年度
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課			

事業概要	
事業の目的	生涯学習施設の認知度の向上と利用者増を図るため、施設や事業の情報はじめ、生涯学習に関する幅広い情報を積極的に発信するとともに、誰もが快適に利用できる施設となるよう環境整備を行います。
事業の対象	区内在住・在勤・在学者
事業の内容 (進捗状況)	●センター及び学習館で実施する講座については、社会情勢やトレンド等も踏まえテーマや講師を選定し、区民等のニーズに合った魅力的な講座の企画に努めています。また、社会教育関係団体等の活動や、生涯学習講座提供事業「まなび屋」の登録講座等の紹介動画、生涯学習講座の様子をYouTubeにて配信しています。 ●施設案内パンフレットの発行やキスポート誌への講座情報の掲載のほか、ホームページ、X、Instagram等のSNSを用いて講座や配信動画などの生涯学習情報を発信しています。 ●他主体が実施するものを含め、幅広い生涯学習情報の収集・提供するとともに、個に応じた生涯学習に関する相談を実施しています。
根拠法令等	生涯学習推進計画

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	生涯学習施設の認知度の向上・利用増を図るために、より快適で使いやすい施設とするだけでなく、施設で実施する講座等の充実とその効果的な発信に合わせて取り組んでいます。 ＜取組事例＞ ●生涯学習センターでは、令和5年度から、比較的用户の少ない曜日や時間帯を活用し、子どもを対象とした講座「桜田学校課外授業」を新たに開始しました。「お金」や「貿易」、「世界遺産」などの講座を企画し、定員を超える申込があるなど、若い世代に施設を知ってもらい、訪れてもらうことにつながっています。 ●学習情報ルームにタブレット端末を設置し、より手軽に情報を収集できるようにしているほか、他施設の事業等を含め情報コンテンツの充実を図っています。また、2階の空きスペースを活用して活動団体の講座に関する新聞を展示し、団体紹介と事業周知を拡大しています。 ●青山生涯学習館では、廊下の空きスペースを活用した「青山ギャラリー」を開設し、利用団体の俳句・絵手紙等の作品展示を開始したことを契機に、作品に関心のある方から問合せを受けることが増え、利用団体の意欲向上や団体の周知拡大につながっています。 ●講座等の内容や対象によって広報紙への掲載の仕方、チラシの送付先を変え、ターゲットに届きやすい周知方法を工夫しています。特に、青年期の子どもや親子を対象とした事業は、SNSからの申込が多いため、情報発信もSNSを中心に行っています。 ●令和4年度からSNSの投稿数を大幅に増やし、施設や講座等の情報発信を強化していますが、全体としてはSNSを見て講座に参加した人の割合は未だ低く、期待した効果は得られていません。 【令和3年度】 ●SNS等発信数 333件 ●動画配信本数 5本／再生回数 12,244回 ●相談件数 103件 ●施設利用者数 生涯学習センター 34,751人／青山生涯学習館 9,062人 【令和4年度】 ●SNS等発信数 1,565件 ●動画配信本数 4本／再生回数 11,771回 ●相談件数 239件 ●施設利用者数 生涯学習センター 68,467人／青山生涯学習館 9,706人 【令和5年度】 ●SNS発信数 818件 ●動画配信本数 4本／再生回数 1,677回 ●相談件数 460件 ●施設利用者数 生涯学習センター 80,493人／青山生涯学習館 13,232人

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和4年度	1,144	1,144	0	0	0	0	0	0	1,144	1,144	100.00%
令和5年度	1,144	1,144	0	0	0	0	-17	0	1,127	957	84.92%
令和6年度	1,540	1,540	0	0	0	0	—	—	1,540	—	—
事業費から見た事業の状況	動画配信については、令和5年度までは動画撮影業務委託費のみ予算計上していました。令和6年度は、デフリンピアンを講師に招いた講座を撮影するため、講師謝礼経費を予算計上しています。 ※SNSによる情報発信、生涯学習情報の提供、生涯学習に関する相談については予算計上なし。										

所管課による項目別自己評価		
項目	自己評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	子どもから高齢者まで、年齢や国籍、障害の有無等に関わらず、全ての人が生涯にわたって豊かな学びを続けるための拠点として、事業目的の「施設環境の整備とともに、情報発信の充実等による施設の認知度向上、施設利用者・講座参加者の増加を図ること」に適合しています。
事業の効果性	3	区の他の施設と比較して利用者は多いものの、令和4年度に実施した「港区生涯学習計画の改定に向けたアンケート調査」では、「施設を知らない」という回答が最も多い結果となり、既に施設を利用している人以外の認知度が低いことが課題です。
手法の効率性	3	施設の認知度向上・利用増のために、施設環境の整備と講座等の充実、積極的な情報発信を合わせて進めることは妥当ですが、SNSの活用効果が低い状況です。SNSアカウント自体の認知度不足が原因と考えられ、低コストで発信できるSNSの効率性を更に高める工夫が必要です。
区が実施する妥当性	4	SNS等で誰もが気軽に情報を得たり、オンライン講座を受講したりできる一方で、多くの情報の中から信頼できる情報を選択することに、不安や抵抗がある人も多いと推測します。区が様々な生涯学習情報を発信したり、学習や仲間づくりの拠点として施設環境を整備することの妥当性は高いと考えます。
事業継続の必要性	5	人生100年時代において、誰もが気軽に利用でき、個々のニーズに添って豊かに学ぶことができる生涯学習の拠点施設として、今後も使いやすい環境を整え、幅広い情報発信と魅力的な事業を展開していくことは必要不可欠です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価		
一次評価 (所管課による自己評価)		☐ 拡充 ☐ 継続 ☒ 改善 ☐ 廃止
		人生100年時代において、生涯にわたり豊かに学び続けることがますます重要になっている中で、生涯学習施設は、今後さらに多くの区民の多様なニーズに応えていくことが求められます。誰もが気軽に訪れ、様々な情報を得て、学び、仲間づくりができる拠点施設となるよう、一層の認知度向上と利用者増を図るため、今後も引き続き幅広い年代の人を引き込む施設環境の整備や、ターゲットを意識し、社会情勢を捉えた魅力的な講座等の充実とともに、これまで活用度が低かったデジタルサイネージ等の発信媒体の活用、目を引くよう工夫した効果的なSNS投稿など、特に情報発信の更なる強化に取り組むことが必要です。 以上の理由から、本事業の評価を「改善」とします。
二次（最終）評価 (教育委員会による評価)		☐ 拡充 ☐ 継続 ☒ 改善 ☐ 廃止
		生涯学習の拠点施設として、施設の認知度向上や利用者増を図るため、様々な年代のニーズに沿った魅力ある講座を実施できています。 また、利用の少ない時間帯や曜日で子どもを対象とした講座の実施や広報誌の掲載の仕方やチラシの送付先を変えるなどの事業実施に当たって工夫を講じています。 一方で、ホームページ、X、Instagram等のSNSを用いて情報発信に注力していますが、SNS自体の認知度が低く、ターゲットへ適切に情報が届いていないように見受けられます。 ターゲット層へのアンケートやヒアリングを実施するとともに、工夫を凝らし、より充実した情報発信やSNS自体の周知を行うことで、より多世代の利用者が増加するよう取り組みます。

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
区民の生涯学習活動を支援する拠点施設として、引き続き、多様な利用者のニーズに沿った魅力ある講座を実施するとともに、生涯学習施設の認知度を向上させ利用者の増加を図るため、SNS等を活用した効果的な情報発信に注力します。 また、SNS自体の認知度向上を図り、適切に情報を届けるため、ターゲット層へのアンケートやヒアリング等を実施し、投稿内容の工夫や講座の充実を図ります。 加えて、誰にでも分かりやすい案内表示の掲示など、ハード面での環境整備に努めます。

【生涯学習施設の環境の整備】

○末松委員

テーマ：生涯学習施設の環境の整備

- ・非常に重要な事業であると感じるため、今後も継続した取り組みが必要になると思います。特に「事業の効果性」において、利用者は多いものの、「施設を知らない」と感じている人が多い点が問題視されています。認知度や施設による各種活動・イベントへの関心、を今後も一層高めていくための工夫が必要になると思います。
- ・現在でも、実際に視察した生涯学習センター「ばるーん」でも、春休み等を活用したプレイパークの実施や、親子や若年層への情報発信が積極的に行われていたと思います。情報発信や必要となる仕組みについて、ターゲットとする世代へのアンケートやヒアリングも実施しながら、SNS等のさらなる活用が求められると言えます。
- ・また、子どもを対象とした講座については、多くの工夫が確認でき、非常に充実してきていると思いますので、受講者のアンケートや感想などについても、SNS等で発信し、その魅力を多世代に伝えていくことが重要になると思います。

○興水委員

テーマ：生涯学習施設の環境の整備

- ・新橋の生涯学習センターへの視察は、有意義だったと思います。平日火曜日の夕方という設定から、あの地域特有の雰囲気良く理解できました。
 - ・はじめて利用する区民にとって、入り口が分かりにくい。古くからの住人にとっては旧桜田小学校跡で通じるけれど、土地勘のない人、外国の方など、通り過ぎてしまいそうな感じ。喫煙可能な広場程度の認識ではないかと思いました。入り口から受付のある2階まで、エレベータまでの動線も分かりにくく、階段昇降に難がある方にはハードルが高いのではないかと思います。
 - 「施設環境の整備」という観点から、開催講座等の内容的な問題だけではなく単純なハード面での環境改善が必要ではないでしょうか。建て替えもしくは大幅なリニューアルができるとよいですね。
 - ・「他施設と比較して利用者は多いが、認知度が低い」という自己評価から、利用者の固定化が考えられます。新規利用者を意識した改善が求められると思います。今までも十分やっていらっしゃると思いますが・・・
- 以下は、思い付きの提案です。参考までに
- ・音楽室・和室・体育館・喫茶室等々、魅力的な施設があることも、そこでどんな活動ができるかといった情報付きで発信してはいかがでしょうか。
 - たとえば、「生演奏で歌える懐かしの昭和歌謡」「フレイル防止の健康教室」「緩やかヨガ」「パラスポーツを楽しむ」など。
 - ・あの広場を活用して「ウィークエンド・マルシェ」の開催。その流れでSDGS講座・・・

まずは、人を呼び込み、興味関心を触発する講座開催など
・子どもたちや学生からアイデア募集してみるのも面白いと思います。

○松尾委員

テーマ：生涯学習施設の環境の整備

本事業は、生涯学習施設の認知度の向上と利用者増を図るために情報を積極的に発信することを目的としたもので、生涯学習の拠点としての施設活用の促進という意味で重要な事業だと言えます。

本事業の認知度を高めるために施設案内パンフレットの発行やキスポーツ誌への講座情報の掲載のほか、ホームページ、X、Instagram 等の SNS を用いて講座や配信動画などの生涯学習情報が発信されていますが、さらに推進するためには、「アクセシビリティを高める取り組み」「信頼性の高さの活用」が重要だと言えます。

「アクセシビリティを高める取り組み」という意味では、多様な関連施設での情報提供、SNS を検索した際に情報にたどり着きやすい情報環境の整備、若者の目に触れやすい媒体や画面設定等があげられます。

「信頼性」では、区が出される情報は「信頼性の高さ」が強みであることを生かした見せ方の工夫も重要だと思われます。

利用者増については、さまざまな新しい取り組みがなされており、評価できますが、従来の利用者のリピート活用を一定程度抑えつつ、新しい人が活用しやすい時間帯や場所の確保も重要であり、工夫いただくことを期待します。

最後に、施設のグラウンドに喫煙所が設置されていることは、子どもの学習環境としては望ましくありません。その点、改善いただくことを望みます。

○鞍馬委員

テーマ：生涯学習施設の環境の整備

・利用者の少ない時間帯や曜日で子どもを対象とした「桜田学校課外授業」をスタートさせ、さらに、廊下等の空きスペースを活用した「作品ギャラリー」の開設や活動団体の紹介を行うなど、たえず幅広い世代の関心と呼ぶ努力を続けている様子が確認できます。そうした努力が施設利用者数および相談件数の増加につながっていると評価できます。

・ターゲットごとに広報誌の掲載の仕方やチラシの送付先を変えるなどの工夫を行い、積極的に SNS での発信も行っている点も評価に値します。

・一方、SNS のアカウント自体の認知度が低く、SNS の活用効果が低いとの自己分析がなされております。実際、検索をしても当該アカウントが検索結果に反映されにくいといった状況があり、また、区のホームページから各施設ホームページ（外部サイトへリンク）に移らないと SNS アカウントの存在はわからないという状況も認められます。これらについては、今後の改善が期待されることです。

事業5

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3~R8			
港区スポーツ推進計画	R3~R8	58	69	

事業名	ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業		
評価対象事業年度	令和５年度	事業開始年度	平成２７年度
所 属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課スポーツ企画担当		

事業概要	
事業の目的	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを「ささえる」活動を継承していくことを目的としています。
事業の対象	18歳以上の港区内在住・在学・在勤者
事業の内容 (進捗状況)	講義や体験、ボランティア実践活動等のプログラムを通じて、スポーツボランティアやスポーツボランティアリーダーになれる人材を育成します。さらに、MINATOシティハーフマラソン等のスポーツイベントでのボランティア活動を促進します。 具体的な事業内容として、ポート・スポーツ・サポーターズクラブ会員の募集・管理、ボランティア育成講座の実施、実践活動（ボランティア活動）の調整を行っています。 ■ポート・スポーツ・サポーターズクラブ会員の募集・管理 チラシの作成・配布や活動内容の周知などの広報活動を行うことで会員増を目指すとともに、既存会員への継続意思の確認などを行っています。 ■ボランティア育成講座の実施 スポーツボランティアとして必要な知識や技術を学ぶため、年間を通じ複数回の講座を開催しています。会員によってボランティア経験の差があることから、講座内容も初心者・経験者ともに学べる内容にしています。 ■実践活動 スポーツボランティアとして活躍していただくために、スポーツイベントやスポーツ教室等の活動の場を提供しています。実践活動を充実させるため、区外のイベントでも参加可能なものについては紹介・参加の調整などを行っています。
根拠法令等	港区スポーツ推進計画

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	■ボランティア登録者数 95人（令和6年7月現在） ■ボランティア育成講座 令和5年度の延べ参加者：114人 ・「開講式＋チーム作りのためのレクリエーション」 参加者9人 ・「初心者ガイダンス＋ボランティア概論」 参加者8人 ・「コミュニケーション講座」 参加者8人 ・「リーダーとしてのグループ運営」 参加者7人 ・「サポートの必要な方に対する対応法について」 参加者12人 ほか合計10講座開催 ■実践活動 令和5年度の延べ参加者：21人 ・「ラグビー体験教室」 参加者5人 ・「ちょっと先のおもしろい未来」 参加者4人 ・「障がい者サッカー レガシーマッチ2024」 参加者6人 ほか合計6イベント参加

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和4年度	4,810	2,406	0	2,404	0	0	0	0	4,810	4,809	99.98%
令和5年度	4,782	4,782	0	0	0	0	0	0	4,782	4,782	100.00%
令和6年度	4,859	4,859	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業を委託しており、支出額は全額委託料です。東京都の区市町村スポーツ実施促進事業費補助金交付（補助率1/2）の対象ですが、令和5年度は他事業で補助金額上限額に達したため、補助金の交付はありません。今後の経費も基本的には同程度を見込んでいますが、賃金や物価の上昇により事業費も増加する可能性があります。										

所管課による項目別自己評価		
項目	自己評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	スポーツボランティアやスポーツボランティアリーダーとなれる人材を育成し、ボランティア活動を促進していくことは、スポーツを「ささえる」活動を継承していくことにつながるため、目的に合致しています。
事業の効果性	4	講座の開催や実践活動の場を提供することで、会員のスポーツボランティアとしての知識や技術、経験が向上しています。講座後に行う参加者アンケートからも概ね好評を得ており、事業の効果性は高いと判断します。 一方、講座や実践活動に参加するメンバーがある程度固定化していることが課題です。
手法の効率性	5	本事業は委託契約により、基本的な事務局機能を外部委託しています。講座の計画・運営・会員へのアフターフォローを一貫して実施できていることや、実践活動についても、ボランティア経験豊富な委託事業者の職員が対応することから、手法の効率性は高いと判断しています。
区が実施する妥当性	4	スポーツボランティアの育成や実践活動の場の提供の実施主体を区が担うことで、信頼感や安心感が生まれると同時に、港区のスポーツをささえたい人が集まり、生涯学習スポーツ振興課と顔の見える関係にもつながっていることから、妥当性があると考えています。
事業継続の必要性	4	他自治体等における類似事業との棲み分けや事業統合の可能性を意識していく必要がある一方、区内の「ささえる」スポーツ活動を拡大するためには、港区でスポーツボランティアやスポーツボランティアリーダーとなれる人材を引き続き育成・確保していくことが必要です。本事業はその目的に合致しており、事業継続は必要だと認識しています。

(項目別評価基準) 5: 極めて高い 4: 高い 3: 普通 2: 低い 1: 極めて低い

総合評価		
一次評価 (所管課による自己評価)		☐ 拡充 ☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 廃止
		東京2020大会を契機に高まった「ささえる」スポーツ活動を拡充するためには、スポーツボランティアの育成とその活用は重要であり、本事業はその目的に合致しています。また、講座後に行うアンケートでも、講座内容については概ね好評を得ています。 講座や実践活動に参加するメンバーがある程度固定化している課題はある一方、会員登録者は事業開始以降増加しており、一定のニーズはあると判断できます。 以上の理由から、本事業の評価を「継続」とします。
二次（最終）評価 (教育委員会による評価)		☐ 拡充 ☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 廃止
		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツ活動を「ささえる」ために行っている本事業は、その目的に合致した事業であるといえます。 新たなスポーツも誕生している中で、今後もスポーツボランティアやスポーツボランティアリーダーとなる人材の育成は重要です。「ささえる」スポーツ活動をより多くの人に経験してもらうためにも、実践活動の参加機会拡充や広報活動の改善のほか、対象年齢引き下げなど若年層人材の参入に向け取り組みます。

(総合評価基準)

拡充: 事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
スポーツボランティアやスポーツボランティアリーダーとなる人材を育成するため、講座を継続的に実施するほか、民間団体等が主催するスポーツイベントの情報を積極的に把握し情報提供することで、ボランティア活動の参加機会の充実に取り組みます。 また、本事業の情報発信や登録者への情報提供方法について、他自治体での事例等を含め研究するとともに、参加意欲を向上させるインセンティブ制度の導入や、対象年齢の引き下げなど、より多くの方が参加しやすい事業となるよう取り組みます。

【ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業】

○末松委員

事業名：ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業

・東京 2020 オリンピック・パラリンピックを経て、スポーツ活動を支えるスポーツボランティアの育成は、今後もますます重要になってくると言えるため、大切な取り組みだと思います。

・事業対象が「18 歳以上」となっているものの、事業の効果性において「講座や実践活動に参加するメンバーがある程度固定化している」という課題があるため、若年層も含めた様々な世代にどのように関与・参加してもらうか、ということが今後も課題になると思います。

・特に SNS を通じた情報発信や参加申込のシステムの構築や、スポーツ関係団体・施設における情報発信が今後も重要になってくると考えます。

○興水委員

事業名：ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業

・パリオリンピック・パラリンピックが盛況のうちに幕を閉じました。コロナ禍という予期せぬ状況下で開催され、異例の無観客開催となった東京大会と比較し、改めてスポーツの醍醐味が「する」だけでなく「みる」や「ささえる」で成り立っていることを痛感しました。

・サポーターズクラブ事業が、スポーツ活動におけるボランティアリーダーの育成に力を入れていることは、大変有意義なことだと考えます。国際的なイベント等への参加経験を日常活動や、日々の生活の一部として取り入れることは、社会参画型の生き方に通じる志向だと思います。一過性のものにしないためにも、実践参加の機会を増やすなど改善を視野に推進してほしいものです。

・委託事業者による一貫した実施は安定感もあり、効率性もよいと考えますが、区の担当部署との連絡を密にし、PDCA を怠らないようにみていくことで、より一層の事業充実につながると思います。

・一点、事業の対象が「18 歳以上の港区在住・在学・在勤者」となっていますが、対象年齢を引き下げ、ジュニアボランティアの発掘・育成に広げてはいかががでしょう。新しいスポーツ種目がどんどん開発され、スポーツ・プレイヤーの年齢は 10 代が主流になっています。「支える」というスポーツ参加経験も、早くから経験したほうが有効だと思います。実現にはいろいろな壁があると思いますが、「拡充」も検討してみてもよいのでは。

○松尾委員

事業名：ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツを「ささえる」活動を継承する目的で実施されている本事業は、スポーツにおける「する」「みる」「ささえる」というスポーツ文化の一つとして重要な取り組みであるばかりでなく、スポーツボランティアを通して、日常生活におけるボランティア活動への契機となることが期待され、共生社会の礎となる共助の精神と行動を体現するものとして評価できます。

本事業を継続、発展させていく視点としては「資質の向上」「ボランティア相互の関係づくりと自主的な活動の促進」「新しい人の参入促進」があげられます。

「資質の向上」に関しては、講座の開催や実践活動の場を提供することが実施されていますが、実践活動につなげるマッチング機能をさらに充実させることが望まれます。「ボランティア相互の関係づくりと自主的な活動の促進」については、ボランティア同士の交流を促し、自主的なボランティア活動に結び付ける取り組みが求められます。「新しい人の参入促進」については、例えば、来年、デフリンピックが東京で開催（2025 年 11 月）されますが、大きなイベントや都、区のイベントを活用し、契機として新しい人の参入を促すことが望まれます。

○鞍馬委員

事業名：ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業

・安全で有意義なスポーツイベントの実施に寄与し、スポーツの普及と発展にも貢献する優れた事業と言えます。

・ボランティアの「新規登録フォーム」において、ボランティア保険の未加入者の保険料は区が負担する旨が明記されております。この点は、登録にあたってのハードルを下げるものとして高く評価できます。一方、同じ登録フォームには「主催者が許可した報道関係者の撮影、ホームページへの写真掲載等の取扱いにご協力いただけるものとして受付けます」との文言もあります。こちらは、個人によっては、スポーツボランティア自体に興味はあるものの、登録をためらう要因にもなりかねません。そのため、ボランティアが直接的／間接的に対象となる撮影や写真等の扱いについては、今後、適切な配慮をするべく検討が必要だと考えます。

・ボランティア登録者数に比して、実践活動の参加イベント数と延べ参加者数については、若干少ないようにも感じました。広報のあり方とも関連しますが、具体的にどのようなイベントにどのような関わり方をしているのかなど、より分かりやすい示し方を工夫すると、広がりが生まれると考えます。

事業6

計上計画等種別	年度版	参照ページ		
港区基本計画	R3~R8	293		
港区立図書館サービス推進計画	R3~R8	42		

事業名	電子書籍サービスの活用		
評価対象事業年度	令和5年度	事業開始年度	令和3年度
所属	教育委員会事務局教育推進部図書文化財課		

事業概要	
事業の目的	時間や場所にかかわらず自分の端末で電子書籍の貸出・返却が可能となり、利用者の利便性が向上します。また、音声の読み上げ、文字の拡大・色の調節が容易になり読書バリアフリーにもつながります。
事業の対象	港区在住、在勤、在学の港区立図書館登録者。ただし、港区関連資料は誰でも閲覧可能。
事業の内容（進捗状況）	令和3年11月に、利用者が自分の端末で電子書籍を読むことができるように、「港区電子図書館」を開設しました。紙の書籍とは別に、5タイトルを2週間借りることができ、予約は5タイトルまで可能です。 資料を探しやすいように、書籍の蔵書検索すると電子書籍も含めた結果が表示されるほか、「港区電子図書館」内で、特集ページを設けたり、ジャンルを細かく設定しています。 特集ページ内容 音声で楽しむ名作 防災～関東大震災から100年～ Learn Japanese! にほんごをまなぶ 絵本で楽しむ親子の時間 徳川家康・勝海舟特集 鉄道開業150周年など また、誰でも閲覧できる資料として、港区関連資料を公開しています。 港区関連資料 港区立幼稚園・小中学校の園歌・校歌、広報みなどのバックナンバー、港区にある専門図書館のリーフレット、復刻版風俗画報など
根拠法令等	図書館法、港区立図書館条例、港区立図書館条例施行規則

事業実績				
実績・成果 ※特にコロナ禍での 取組がある場合は具 体的に記入	貸出数は順調に増加しています。タイトル数は、電子書籍はライセンス購入となり、2年間の期限が設けられている書籍が多くあるため、導入時に購入したタイトルの期限到達により、一時的に減少しています。令和8年度末までに、1万タイトルの所蔵を目標としています。			
	貸出数が多いジャンルは、子ども向け、語学、料理レシピ、音声コンテンツなどです。			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	所蔵タイトル数	6,864	7,626	6,691
	貸出タイトル数	11,668	21,476	24,190

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和4年度	7,648	7,648	0	0	0	0	0	0	7,648	7,640	99.90%
令和5年度	7,648	7,648	0	0	0	0	1,000	0	8,648	8,648	100.00%
令和6年度	10,291	10,291	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	電子書籍サービスの利用料と電子書類の購入経費がかかります。サービス利用料は変更はありませんが、貸出が多い書籍は高額になる傾向があるため、令和5年度は電子書籍購入予算の流用を実施しました。2年間の期間限定で販売されている電子書籍も多いため、今後も令和6年度と同等の経費がかかる見込みです。										

所管課による項目別自己評価		
項目	自己評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	時間や場所にかかわらず資料の貸出が可能となりました。また、読書に困難さのある人も含め、音声での読み上げ、文字の大きさや色の変更が容易となっており、目的に合致しています。
事業の効果性	4	図書館の利用者アンケートによると、電子書籍サービス利用者の約3割が月に1回以上利用しています。一方、電子書籍サービスの認知率は58.9%、利用意向率が38.6%となっています。更なる、サービスの周知が必要です。
手法の効率性	4	公立図書館向け電子図書館サービスを提供している事業者と契約します。図書館システムと連携し、紙の本と電子書籍の同時検索を可能にしています。港区関連資料は、職員が電子図書館に登録し公開しています。
区が実施する妥当性	5	誰もが生涯を通じて自由に資料を手に取り、利用者の知りたい・学びたいという思いに応える必要があります。そのために、時間や場所に関わらず書籍の貸出が可能な電子書籍サービスを区が実施しています。
事業継続の必要性	5	令和元年6月に「読書バリアフリー法」が成立し、公立図書館はアクセシブルな書籍の充実を求められています。また、「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、デジタル社会に対応した読書環境の整備が基本的な方針として掲げられています。公立図書館として事業を継続する必要があります。

(項目別評価基準) 5: 極めて高い 4: 高い 3: 普通 2: 低い 1: 極めて低い

総合評価		
一次評価 (所管課による自己評価)		☐ 拡充 ☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 廃止 導入から2年以上経過し、貸出冊数は順調に増加しています。特に、動く絵本、音声と共に学べる語学学習、汚損の心配なく使える料理レシピなど、電子書籍の特徴を生かした資料が多く貸出されています。 しかし、図書館利用者の約4割がまだサービスを知らず、更なるサービスの周知が必要となっています。 また、図書館に配架している紙の本と違い、利用者がブラウジングにより、興味ある本を見つけることが出来ないため、検索方法を工夫する必要があります。 ＊ブラウジング: 「利用者が目的の本を選ばない状態で図書館の本棚の前に行き、背表紙を眺めたり、ばらばらページをめくって中身を確認する行為」
		☐ 拡充 ☒ 継続 ☐ 改善 ☐ 廃止 デジタルの活用が一般化した現在にあって、電子書籍サービスの必要度は増加していくと考えられます。なかでも、障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けることを可能にする読書バリアフリーの観点から、重要な取組です。 電子書籍と紙の本は、特徴やニーズが異なるため、それぞれの長所・短所を見極め、中長期的視点でサービスを推進することが重要です。 「港区電子図書館」のホームページは、カラフルで分かりやすいですが、さらに検索方法の改善等、新しい本との出会いを演出する工夫を行います。

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
より多くの方に、電子書籍サービスを利用してもらうため、次の取組を推進します。 ① 電子図書館サービスの認知度向上を目指した取組が重要です。区立図書館内で引続き効果的な周知をする他、みなと区民まつりなど大勢の人が集まる機会等でもチラシを配布する等の認知度向上の取組を推進します。 ② 区立小中学校で利用促進ができないか、学校図書館司書との連携を強化します。 ③ 「港区電子図書館」ホームページのトップページで紹介している書籍は貸出され予約も入りますが、トップページから外れると貸出されない傾向があります。特集ページの作成やジャンルの設定を細かくしていますが、更なる本の紹介や検索方法の工夫を検討します。 ④ 公立図書館で購入可能な電子書籍のジャンルやタイトルが増加しています。また、紙の本と同じタイミングで購入可能な資料も増えていきます。今までの貸出傾向を分析し、利用者のニーズに沿った資料を購入します。

【電子書籍サービスの活用】

○末松委員

事業名：電子書籍サービスの活用

・所蔵タイトル数を増やしていくことと、それらが十分に活用されるようになるために取り組みを行なっていく、ということについての前向きな意識と活動が確認でき、高く評価できます。

・「一次評価」として言及されている「配架している紙の本と違い、利用者がブラウジングにより、興味ある本を見つけることが出来ない」という点が、今後も大きな課題になると思います。官・民に限らず、様々な自治体や事例における先進的取り組みを視察・情報収集するなど、今後も、偶然の図書との出会いや、一冊の本から更なる良質な本との出会いを演出していったほしいと思います。また、利用者へのヒアリングやアンケートについても、定期的に実施して、どのような受け止め方をしているかについて把握し、今後の事業運営に活かしてほしいと思います。

・紙の本と電子書籍、それぞれに特徴やニーズが異なると思いますので、双方の長所・短所を補い合うような形で、利用者の読書体験や学習が深まるような取り組みを、今後も中長期的な視点から行ってほしいと思います。

○興水委員

事業名：電子書籍サービスの活用

これからの DX 社会を考えると、電子書籍サービスの必要度は増していくと考えます。時間や場所に関わらず、誰もが必要とする情報を得る、読書の楽しさを享受できるサービスとして継続が妥当だと思います。国の施策の動向からもこれからますますこうしたサービスが求められると思います。

・課題として、「周知度の低さ」と本との偶発的な出会いを保証する「検索方法の工夫」が挙げられています。

「周知度」については、実際に電子書籍の貸し出しを体験することが近道だと思います。学校図書館司書との連携で小・中学校の図書館利用学習に取り入れ、早期に本サービスの良さを経験してもらうなどの具体策が考えられませんか。子どもや孫を通じて、自室・自席に情報を取り寄せる利便性と楽しさを広げていく、世代間交流にも役立つのではないかと考えます。

○松尾委員

事業名：電子書籍サービスの活用

本事業は、電子書籍の貸出、活用を促進する取り組みであり、現在のデジタルの活用が一般化した時代にあって、時宜を得た重要な取り組みだと言えます。

なかでも移動が困難な方や通常の書籍では読みづらさを抱えている方にとっては、移動を伴わずに活用でき、音声の読み上げ、文字の拡大・色の調節が容易になり読書バリアフリーという意味でも、アクセシビリティの向上という意味でも重要な取り組みだと評価できます。

そのうえで「認知度の向上」「デジタル機器がない方への支援」「ブラウジング」「電子書籍の範囲拡大」が重要だと言えます。

「認知度の向上」については、4割から6割へ、さらにはそれ以上の認知度の向上を目指した取り組みが求められます。「デジタル機器がない方への支援」に関しては、機器がない方に対して、図書館内で貸し出せる体制をつくるなど環境整備が求められます。さらに本報告でも言及されている「ブラウジング」は、好奇心をくすぐり、新しい本との出会いを演出する意味でもぜひ工夫いただければと思います。

「電子書籍の範囲拡大」については、新聞や各種のジャーナルなども含める、あるいは独自のジャンルとして創設するなど、範囲の拡大と充実を期待します。

○鞍馬委員

事業名：電子書籍サービスの活用（評価シート3-3）

・「読書バリアフリー」を実現する極めて重要な事業であり、引き続き所蔵タイトル数の増加および利用の促進が期待されます。

・図書館利用者の約4割が本サービスを知らないという状況は、一般的な認知度はもっと低いということが予想されます。また、サービスの存在は知っていても、具体的な利用の仕方や電子書籍の活用の仕方に不安を覚える人も多いと推測します。そのため今後は、学校の教職員・子ども・保護者・高齢者等、それぞれの対象を意識したガイダンス講座を図書館内外で開くなど、利用を促すための工夫が求められます。

・「港区電子図書館」のホームページは、カラフルで分かりやすく、利用への意欲が高まるような構造だと評価できます。今後も、大人のみならず子どもも利用するという観点や、「音声での読み上げ」機能に対するニーズも高いといったことを考慮し、ホームページの見直しや検索方法等の改善に繋げていただきたいと思います。

6 資料

資料Ⅰ 点検及び評価の経過

時 期	内 容	実施概要
令和6年6月18日（火）	第1回評価会議	・評価委員の委嘱 ・評価方法、スケジュールの確認 ・評価対象事業の抽出
令和6年7月8日（月）	7月教育委員会定例会	・評価対象等の審議（評価対象事業の決定）
令和6年9月3日（火）	第2回評価会議	・一部評価対象事業の現地視察 ・教育委員会事務局自己評価の提示、ヒアリング
令和6年12月5日（木）	教育委員と評価委員の意見交換	・各事業における評価委員と教育委員との意見交換 ・令和5年度点検及び評価に対するその後の取組の点検
令和6年12月23日（月）	12月教育委員会臨時会	・点検・評価報告書(案)の審議
令和7年1月29日（水）	港区議会へ報告書を提出 区民文教常任委員会へ教育委員会における点検・評価について報告	

資料Ⅱ 評価委員

点検及び評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、4人の評価委員から意見をいただきました。

氏名	役職
末松 裕基	東京学芸大学総合教育科学系准教授
輿水 かおり	一般財団法人言語教育振興財団理事
松尾 哲矢	立教大学コミュニティ福祉学部教授
鞍馬 裕美	明治学院大学心理学部准教授

資料Ⅲ 実施要綱

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成21年3月18日
20港教庶第1618号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、港区教育委員会(以下「委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、「港区基本計画」、「港区学校教育推進計画」、「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館サービス推進計画」及び「港区の教育」に掲載された主要施策及び教育施策上の重要課題とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、毎年度、前年度の前項に規定する事項について点検及び評価を実施する。

(評価委員の設置)

第4条 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者を評価委員(以下「委員」という。)とし、その知見の活用を図る。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から4人以内を選定し、委員会が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告等)

第5条 委員会は、別記様式1により、点検及び評価結果の報告書を作成し、港区議会に報告し公表する。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

< 参考 >

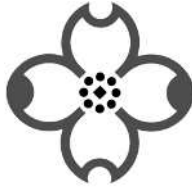
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

区 の 木



ハナミズキ
ミズキ科
北米原産 外来種
落葉広葉樹

区 の 花



アジサイ
ユキノシタ科
日本（関東南部）原産
落葉広葉樹 1.5～2.0m



バラ
バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号

2024162-7220

令和6年度（2024年度）港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価（令和5年度分）報告書

令和6（2024）年12月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育推進部教育長室

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。